マイナンバーカードでマイナポイント 第2弾

お好きな
キャッシュレス決済サービスで使える!

最大20,000円分のマイナポイントがもらえる!

マイナンバーカードの新規取得等で	健康保険証としての利用申込みで	公金受取口座の登録で
5,000円分 ※1、2	7,500円分 ※3	7,500円分 ※3

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込みを行う必要があります。

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。※3「健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は準備ができ次第開始する予定です。詳細はマイナポイント事業ホームページにてご確認ください。

マイナポイントの利用は安心・安全です!

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買い物履歴を収集・保有することはできません。

最新の情報はマイナポイント事業ホームページをご覧ください!

マイナポイント

⚠ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。

⚠ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

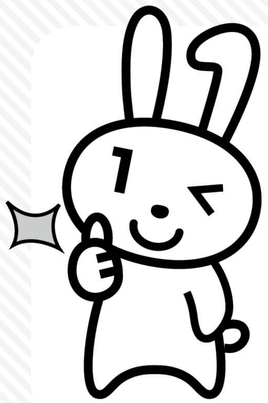

お好きなキャッシュレス決済サービスで使用できるマイナポイントの付与の第２弾が、６月頃から申込開始される予定です。

これまでマイナポイント第１弾に申し込みいただいた皆さまは“最大15,000円分のポイント付与”を、第１弾に申し込みいただいていない方は“最大20,000円分のポイント付与”を受けることができます。

なお、各種手続きには申込期限がありますのでご注意ください。

区　分	マイナポイント付与の申込期限
マイナンバーカード未取得の方	**2022年９月末まで**にマイナンバーカードを申請した方が第１弾・第２弾のマイナポイント付与対象です。
第１弾の手続きをしていない方	**2023年２月末まで**に第１弾への申込および電子決済のチャージまたは買い物を行った方が付与対象です。
第２弾の手続きをこれからする方	**2023年２月末まで**に第２弾の申し込みをした方が付与対象です。

各種手続きについては、パソコン・スマートフォン等によって行うことができます。

対応するパソコンやスマートフォンをお持ちでないなど、ご自宅での手続きが難しい方は、役場デジタル推進課やお近くの郵便局・コンビニなどに設置された「マイナポイント手続スポット」をご利用ください。

参考

・マイナンバーカードの申請・受取
役場１階 町民課総合窓口　☎０１５６４－２－４２９４

・マイナポイント手続きスポット
役場２階 デジタル推進課　☎０１５６４－７－７２３０
またはお近くの郵便局、コンビニなど

デジタル庁　総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications　厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

お問合せ　マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（マイナンバー）
音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。
平日：9時30分～20時00分　土日祝：9時30分～17時30分